

中国刑法の理論と実務の現状

陳 家 林 *

一、中国刑法概説

中華人民共和国の刑事法制度の確立には、長期間を要し、この間、紆余曲折を経験した。1949年10月1日の人民共和国成立宣言以降、中華民国の『六法全書』（すべての現行法をいう）は全面的に廃止され、同時に新しい法律の制定が承認された。これによって、50年代初期には、『反革命処罰令』などのような刑事特別法が制定された。それ以後、立法機関には何度も刑法典を制定する計画が浮上し、その都度いくつかの草案が起草されたが、文化大革命などの政治運動の影響によって、立法作業は、結局のところ頓挫した。それゆえ、その後30年間、中国では実際には刑法の存在しない状態が続いた。

文化大革命の終了後、刑法典制定作業は再開された。その当時の法典の制定は、1954年以來の各刑法草案を参考にし、最終的には第38次草案を基礎としたものであり、1979年に至って「中華人民共和国刑法」が制定され公布されるに至った。これは、中華人民共和国史上はじめての刑法典である（以下、1979年刑法典と略す）。1979年刑法典の公布と施行によって、中国の刑事法制度は新しい段階に入ったといえることができる。

しかし、1979年刑法典は、保守的であり、具体的な内容面でもお粗末なものであった。その理由は、この刑法典は、それが制定された当時の政治、経済、文化及び社会治安状況に制約されたものであり、さらに立法経験も不足していたという点にある。その結果として、この刑法典は、その後短期間に多くの面で社会の現実生活に適應しないことが明らかになった。中国の最高立法機関は、1981年から1995年までの間に相前後して25本の単行の刑罰法規を可決した。しかも、90本あまりの経済、民事、行政、軍事、文化、教育、環境、衛生や社会保障等に関する法律の中に罰則を設け（いわゆる付属刑罰法規）、1979年刑法典に対する大幅な改正及び補充を行った。1997年3月14日、新しい『中華人民共和国刑法』（以下、中国新刑法典と略す）が可決された。この新刑法典は既に1997年10月1日から施行された。中国新刑法典は、総則と各則及び付則からなり、全部で15章からなる。1979年刑法典の全部で192条の条文は452条の条文に増やされ、その法改正の規模及び関連する範囲は、中国において空前絶後であるといえる。

しかし、中国社会の発展の速度は、立法者当時の予想を遥かに超えたものであった。中国の新

編集部注* 中国武漢大学教授 本稿は2010年4月24日に開催された第86回特別研究会の報告原稿に、加筆修正したものである。

刑法典が可決されて以降、13年間にも満たずして、中国では既に一部の単行の刑罰法規、すなわち『為替の詐欺的購入、為替監督逃れ、為替不法売買罪を処罰することに関する決定』が可決されたほか、第7次『刑法修正案』も可決された。これらの法律は、刑法の改訂を各則の規定に限定したが、現在起草中の第8次刑法修正案では、刑法総則の内容が比較的大規模に改正されるだろうと言われている。

日本の刑法典と比べると、中国の新刑法典とその後の刑事立法には、以下のような特徴がある。

第一に、刑罰法規の統一化という点である。刑罰法規の統一化と完全化を実現することが、1997年中国における刑法典の改正、すなわち新刑法典の公布・施行の重要な目標であった。中国新刑法典は、前述した25本の単行の刑罰法規および付属刑法規範をすべて刑法典の中に取り入れた。その後、上述した1998年の『為替の詐欺的購入、為替監督逃れ、為替不法売買罪を処罰することに関する決定』という単行の刑罰法規以外に、刑法改正に当たって、修正案を採用し直接に刑法の条文に増減を加えた。現在中国において、本当の意味での付属刑法規範は存在しない。すべての犯罪は刑法典に定められている。この点は、日本における状況との大きな違いである。現在この立法方式に対して、中国刑法理論における通説は、肯定的な見解をとっている。その主たる理由として、刑法典は、相対的に大きな抑止力を持っているのであるから、すべての犯罪を刑法典に規定することによって、犯罪の予防に優れているのみならず、司法機関の法適用に便宜であるという点が挙げられている。しかし、ここ数年来、中国の学界においては、統一刑法典という立法方式に対し疑問の声も上がっている。すなわち、この方式によると、本来、経済刑法ないし行政刑法によって規定すべき経済犯罪・行政犯罪を刑法典の中に規定することになり、刑法典を常時改正していかなければならないという事態を招き、その安定性を欠くことにつながる。この方式が空白刑法という手法を用いるため、刑法典とその補充規範との間に相互に矛盾する事態を招くことになるというのである¹⁾。しかしながら、多数の学者達は、当面、この方式を維持すべきだと主張している。

第二に、独自の犯罪概念という点である。中国では、違法行為と犯罪は二つの異なった概念である。犯罪の成否は、社会に与える危害の程度による。中国における通説によれば、犯罪とは、著しい社会危害性があり、刑事不法となり、刑事罰に値すべき行為を指す。中国刑法第13条には、「犯情が極めて軽く、危害が著しくない場合は犯罪にならない」とある。したがって、中国では犯罪かどうかを決定する主たる判断基準は、社会危害性の大きさであり、行為の類型ではないのである。社会危害性の軽い行為は、中国では『治安管理処罰法』（日本の『軽犯罪法』と類似するものである）に違反する行為であり、社会危害性が大きい行為は、『刑法』規範に違反する場合、犯罪となる。例えば、中国刑法では具体的な犯罪を規定する中で、「情状が重い」あるいは窃盗罪における「比較的多額」といった術語が頻繁に登場する。いかなる情状が「情状が重い」ないし「比較的多額」に当たるのかは、中国では最高裁判所により司法解釈によって定まる。例を挙げると、中国最高裁判所によれば窃盗罪に関する司法解釈の規定により、「500人民元から2000人民元」の

1) 張明楷「刑事立法の發展方向」、『中国法学』2006年4期。

場合は窃盗罪の「比較的多額」に当たる。各省の高級裁判所は「500人民元から2000人民元」の範囲内で地元地区の経済発展レベルによって地元の犯罪構成金額を定める。

私が住んでいる湖北省では、1000元を盗んだ場合は「比較的多額」に当たり、窃盗罪と見なされる。一方、上海市では、上海市高級裁判所の規定により「2000元」以上なら「比較的多額」に当たり、窃盗罪と見なされる。このような差がでるのは、中国各地域の経済発展レベルも大きな差異があり、全国統一の標準を決定し難いからである。要するに、日本には、軽微事案を処理するにあたって、刑法理論によって提案された『可罰的違法性論』が用いられることがあるが、中国ではこの理論の精神が立法において直接的に表明されているのである。

疑問の余地がないのは、中国犯罪の概念では「社会危害性」という概念が核心的な意義をもつことである。この概念に対しては、中国国内でも激しく論議されている。反対者は「社会危害性」は法律概念ではなく政治概念と思われ、犯罪認定への不確定性を導きやすくするのであって、このようなソビエト式概念を徹底的に切り捨てるべきであるという。賛成者は立法あるいは司法解釈により具体的な犯罪の「社会危害性」の意味を明確にし、その不確実性を避けることができると考える。この争論について後に述べる犯罪論体系の論争にも深く関連している。

第三に、「単位犯罪」を明確に規定していることが挙げられる。中国新刑法典第30条は、「会社、企業、事業体、機関または団体が社会に危害を及ぼす行為を行った場合、刑法が単位犯罪であると規定するときは、刑事責任を負わなければならない」と規定している。これは、「単位犯罪」の構成要件といわれている。1997年刑法改正以前には、学界では法人犯罪という用語がよく使用されていたが、刑法改正後、「単位犯罪」という用語が使用されている。「単位犯罪」とは、会社、企業、事業体、機関、団体によって行われた犯罪であると言ってよいが、「法人犯罪」や「企業犯罪」や「会社犯罪」の範囲より広い。簡単にいえば、「単位犯罪」とは法人か非法人かを問わず、会社か企業か機関かを問わず、すべての単位が処罰対象となるのである。単位犯罪における「単位」は「会社、企業、事業体、機関または団体」を指している。その中では「会社、企業、事業体、機関」が比較的に理解しやすいですが、「団体」について、中国では一般的にある目的で自由意識によって集まり、独立した経費や規則を持ち、政府に認可され登録できる合法組織のことを指している。例えば、労働組合、婦人連合会などが挙げられる。「単位」の可罰性の導入によって、民間及び国の経済単位その他の単位自身が刑罰に服することが可能になった。単位を処罰するために、それが唯一可能なサンクションとして罰金刑が規定された。そうした単位と並んで、ある組織について責任を負い、組織のために行為する自然人の刑事責任を問うことは従来通りでなければならないとされた。単位を処罰する可能性は、以前から一定の刑事特別法の領域には存在したが、今回、一般的に導入されたのである。にもかかわらず、単位の処罰が認められるためには、各則の各犯罪構成要件が単位の可罰性を明示的に規定していなければならない。単位犯罪の規定に対して、中国の学界はおしなべて積極的な態度をとっている。問題は、国家機関も同様に単位犯罪の主体とするのは妥当なのかどうかであり、これについては理論上多くの異なった見解が唱えられている。一例を挙げると、2006年に、新疆ウイグル自治区ウルムチ市鉄道中級裁判所が、単位収賄罪の嫌疑をかけられ公訴を提起されたが、これは中国初の国家機関による犯罪

が問われた事例である（おそらく世界でも唯一の例とってよいかもしれない）。この事件は、中国国内でも大論争を引き起こした。この処罰に賛成する者は、司法機関が法律に基づいて刑罰を科するのであり、法律の前では人はすべて平等であるという原則を尊重するがゆえであるとみなしている。他方、反対する者は、数多くの疑義を表明している。すなわち、裁判機関がもし有罪判決を受ければ、それ以降、裁判権を行使する権限を持ち続けるのか、国家機関の費用はすべてに財政予算から支出されるが、罰金判決を受けた場合は国家が自身を処罰することになるのかどうか等である²⁾。両者の意見には大きな相違があるため、最終的には、検察院が、裁判所の起訴を取り下げ、それ以降、収賄の罪名でのみ当裁判所の長官を起訴するという結果に決着した。

第四に、独自の共犯規定の方式という点が挙げられる。関与者の分類に関して、行為者の、共同される犯罪における分担を基準にして関与者を分類する方法と、関与者の、共同される犯罪における役割を基準にして分類する方法とがある。関与者を正犯、教唆犯、従犯（幫助犯）に区分するドイツ、日本、ソ連の分類方式は前者のタイプに属する。関与者を主犯、従犯に区分するアメリカ、イギリスの分類方式は後者のタイプに属する。中国刑法は、後者の分類方法をメインにして、混合的分类方式を採用し、関与者を主犯、従犯、脅迫犯、教唆犯に区分する。犯罪集団を組織し若しくは指導して犯罪活動を行った者、又は共同される犯罪において主たる役割を果たした者は、主犯である。共同される犯罪において二次的又は補助的役割を果たした者は、従犯である。脅迫されて犯罪に加わった者は、脅迫犯である。人を教唆して罪を犯させた者は、教唆犯である。中国刑法では、正犯については明文の規定がなく、教唆犯の規定のみがあるため、理論上その規定から正犯、幫助犯の概念を導き出したのである。しかし、この種の正犯概念が果たす主要な役割は、犯罪行為の罪名を決定することであり、量刑にかかわるものではない。中国では、量刑の程度を決定する標準が、主犯、従犯という分類である。正犯、教唆犯の大部分が主犯であるが、従犯である可能性もある。そのため、日本の刑法とは異なり、中国正犯の概念は刑罰の程度には関係していないのである。日本で議論されている共謀共同正犯という概念は、中国では教唆犯あるいは組織犯とみなされるのであり、量刑においては主犯として処罰される。それゆえ、理論上、共謀共同正犯の概念は不要であると思われる。

二、中国の刑法理論における焦眉の論争問題

（一）犯罪論体系

犯罪論とは、犯罪の共通な構成要素を明らかにし、それに基づいて犯罪の一般的成立要件を説明しようとする議論及びその成果である。旧ソ連刑法の影響により、中国では犯罪成立要件を「犯罪構成」と呼ぶようになった。中国の刑法理論における一般的な理解によれば、犯罪構成とは、刑法により規定された、犯罪の成立に必要なすべての主観的要件と客観的要件の有機的統一体であるとされる。犯罪構成は、四つの要件（以下では中国通説での犯罪論体系を四要件論と呼ぶ）

2) 馬克昌「機関は単位犯罪の主体としては相応しくない」、『現代法学』2007年5期。

を含む、すなわち、(1) 犯罪客体。犯罪客体とは、中国刑法によって保護され、犯罪行為によって侵害される社会関係を指す。その「社会関係」の意味について、中国では多くの論争が存在し、数多くの学者は日本刑法理論を参考にして、犯罪客体を法益と同一視している。中国では、客体とは、行為の客体ではなく、保護の客体をさすのが一般的である。行為の客体を表すものとして、「行為の対象」という用語が用いられている。(2) 犯罪の客観面。犯罪の客観面とは外部に現われた行為、危害の結果などの客観的事実を示すものの総称である。犯罪の客観面には行為、危害結果および因果関係などの客観的要素が含まれる。(3) 犯罪の主体。犯罪の主体とは、刑事責任能力者であって社会的危害性を有する行為を行った者をいう。(4) 犯罪の主観面。犯罪の主観面とは、社会的危害性を有する行為及び結果に対する行為者の主観的状態をいい、これには故意及び過失が含まれる。

一般的には、冷戦という特定の時代背景の影響のもとで、四要件論は中国において歴史的には合理性を持ったといえる³⁾。しかし、四要件論が今日においても現実的合理性を有しているかどうか、それが時代的要請に合致しているかどうかという点に関しては、前世紀の80年代から中国で論争が一貫して存在しており、いくつかの全く対立した見解が対立している。

1、全面的否定説。この見解は、伝統的な四要件論は以下のような根本的な欠陥を持つと考える。(1) 時代の発展と乖離している。四要件論は、一定の歴史段階の産物であるにすぎないし、主に計画経済時代の政治、経済及び法制の基本的状況を反映するものである。時代の発展につれて、わが国の政治と経済の状況には、根本的な変化が生じている。伝統的犯罪構成理論体系を大きく改革すべきは、歴史の必然である。(2) 四要件論は、犯罪の認定を基本価値の方向へと誘導し、訴訟機関が有罪につながる証拠を重視しすぎ、無罪につながる証拠を無視する傾向に導く。(3) 「犯罪性が阻却される行為」は犯罪構成理論と整合性をもたない。中国の通説によれば、「当該行為が犯罪構成に該当することこそ、行為者が刑事責任を負う根拠であり、しかも唯一の根拠である」といわれる。つまり、犯罪構成は刑事責任の唯一の根拠であり、ある行為が一旦具体的犯罪の犯罪構成に該当すると結論に至れば、その行為は必然的に犯罪となり、例外は存在しない。しかし、現実には、ある行為を犯罪とすべきかどうかを判断する際に、犯罪構成という基準以外に、正当防衛、緊急避難などの「犯罪性が阻却される行為」という基準が用いられている。日本では、例えば、正当防衛や緊急避難等とされるべき「犯罪性が阻却される行為」は、違法性の段階で犯罪性で判断されるため、犯罪論体系の一部内容に属している。他方、中国での四要件論では「犯罪性を阻却される行為」にふさわしいようなそれを適切に位置づける場所がなく、理論上の欠陥をもたらした。(4) 主観要件と客観要件の関係は不明である。四要件論においては、主観要件と客観要件は同列に位置付けられており、こうした平面的な構造の中では、どの要件を先に判断すべきかは必ずしも明らかでなく、したがって、主観要件の判断が先行するのを防止することも困難になるのである⁴⁾。

3) 高銘暄「四要件犯罪構成理論の合理性及び中国刑法学体系の維持について」、『中国法学』2009年1期。

4) 周光権「中国における犯罪論体系をめぐる論争と展開」、『環境犯罪と証券犯罪』(成文堂 2009年)、18-28頁。

否定説に立つ論者達は、四要件論に代わるべきさまざまな提案を採用した。その中でも、大陸法系の三段階犯罪論体系を直接に取り入れるべきだと主張する見解の影響がますます大きくなってきたといえよう。

2、部分的修正説。この観点からは、中国の現在の犯罪構成論に、一定の欠陥があることは事実であるが、それは致命的欠陥とはいえないとする。それによれば、主観的要素の認定の論理的順番につき、それが客観的要素の判断に先だって認定されるという問題点が克服されて、犯罪構成においては区別されることなく犯罪構成体系に取り入れられることになっている「犯罪性が阻却される行為」に位置づけを与える合理方法が発見されるとするなら、通説が現在有している欠陥は克服できるのである⁵⁾。この観点を取り入れるために、仮に四要件論を徹底的に否定して三階層理論を採用するとするなら、中国のすべての裁判官、検察官および弁護士は、全員もう一度刑法の基本理論を勉強し直さなければならなくなるが、そのようなことは、中国においても、そしていかなる他の外国においても、成し遂げ得ないことである。

2009年には、否定説をとる学者達の提案にもとづき、「中国全国司法試験指導大要」が伝統的な四要件論を放棄して、「構成要件該当性、違法性、有責性」という三段階体系を採用した。ただこのやり方は一部分学者の激烈な反対を招き、本年度（2010年）、中国の司法試験指導大要がどのように書かれるのかが注目すべき微妙な問題となっている。

（二）死刑問題

ここ数年、中国の刑法学界が特に注目している問題の一つが、死刑問題である。中国の学者は数多く死刑に関連する論文を著し、外国の学者特にヨーロッパの学者と頻繁に共同研究を行った。私が奉職する武漢大学も、近時、ドイツのマックス・プランク研究所と共同で死刑に関するアンケートを実施したが、その研究成果は、近く中国版と英語版で出版される予定である。

総括的に言えば、中国における死刑については、以下の特徴が強調されている。

第一に、死刑を科する犯罪は徐々に増加してきたという事実である。日本等の諸国と比べると、中国刑法典の中で規定されている死刑にあたる犯罪は多い。中国の旧刑法典のなかで死刑を設けている条文は15条あり、刑法典各則の全条文の14.5%にあたる。罪名で見ると、死刑にあたる犯罪は28にも及んで、全犯罪の12.1%を占める。しかし、旧刑法典が実施されてからまもなく、「特別刑事法」が次から次へと制定されるようになった。それにより、死刑を法定刑とする条文は、新たに15条も増やされ、その犯罪は50以上もそれぞれ増やされた。1996年末までの中国では、死刑犯罪は、なんと80以上もあったのである。この状況に対して、死刑が多すぎるという批判は、刑事法学者を中心に展開され、死刑問題は当時進められていた刑法改正作業の中で大きな問題となった。1997年刑法典は、旧刑法典及び「特別刑事法」の中での死刑の規定を基本的に取り入れながらも、学者達の主張に配慮し、死刑犯罪の削除や条文の統合といった小さな工夫をして、死刑の条文と死刑犯罪の減少に努めた。その結果として、現行刑法典では、死刑の条文は49条、そ

5) 黎宏「我が国犯罪構成体系は再構成の必要がない」、『法学研究』2007年1期。

の罪名は67にとどまることができた。現行刑法典各則が定めている罪名はあわせて444であるが、67の死刑犯罪はその約15%にあたる。積極的に評価するに値するのは、現行刑法が公布されて以来、中国では7つの刑法修正案によって、多くの犯罪が補充され増加させられたが、これらの犯罪の全てに全く死刑の規定はなかったという点である。

第二に、刑法総則では死刑を厳しく抑制するのに対し、刑法各則では実際には死刑の適用性を拡張しているという事実である。両者には明らかに矛盾がある。

中国刑法の総則では死刑の条件は、非常に厳格に適用されている。刑法第48条によると、「死刑は犯罪行為が極めて重大な犯罪者だけに適用する」という。第49条によると、犯罪時に18歳未満の者および裁判時に妊娠している婦女に対しては、死刑は適用されないと定めている。「死刑は適用されない」というのは、即時執行の死刑が禁止されるのみならず、2年間の執行猶予付きの死刑判決も禁じられることを意味する。2年の執行猶予付きの死刑は、中国刑法にある制度の一種である。具体的に言えば、中国の刑法には刑種として死刑は一種類しかないのであるが、その執行制度として、即時執行死刑と執行猶予付き死刑という二種類のものがあるわけである。刑法第48条によると、「死刑の執行猶予に付された者が、死刑の執行猶予期間中に故意による犯罪を犯さない限り、2年の期間満了後、無期懲役に減刑する。明らかに重大な功績を立てた場合は、2年の期間満了後、15年以上20年以下の有期懲役に減刑する。故意による犯罪を犯したことが確認できた場合、最高人民法院の許可により、死刑を執行する。」この規定からも分かるように、執行猶予付き死刑の場合は、猶予期間中の情状により、最終的には、執行されなくて、無期懲役または有期懲役に減刑される場合もあれば、執行される場合もある。ただ死刑を執行する条件は、再び故意による犯罪を犯したことであり、それゆえ司法実務においては、死刑の執行猶予に処せられた者が死刑を執行されなかったという場合が圧倒的多数である。

総則の慎重な態度と比較すると、上述した通り、各則では67の死刑犯罪が定められ、これらの死刑犯罪の分布は、刑法各則における各章節に分けられている。故意の殺人罪といった暴力的な犯罪以外に、大量の経済秩序を損なう犯罪と横領罪・賄賂罪、麻薬犯罪などの非暴力性犯罪にもすべて死刑が規定されている。ある犯罪の場合は、例えば、犯罪方法伝播罪は規定されて以来20数年間、この規定によって被告人に死刑が執行された事案は一つもなかった。このような死刑規定が、実際上の意義をもつことがなかったことは歴然としている。

第三に、死刑とその他の処罰方法では厳罰性という点での差異が大きい。中国刑法では有期懲役の上限が15年と規定され、複数の犯罪を犯したことにより処罰される「併合罪」の場合も20年を越えないとされる。中国における無期懲役は、本当の意味での終身刑ではなく、無期懲役に処せられた者が執行が開始された2年後には20年以下の有期懲役に減刑されるのである。2年の執行猶予付きの死刑に処せられた者は、2年の期間満了後、無期懲役に減刑され、また2年後に20年以下の有期懲役に減刑される。このように考えれば、中国の無期懲役は実際的には22年の有期懲役に相当し、2年の執行猶予付きの死刑は、24年の有期懲役に相当するといえることができる。もちろんこれには更なる減刑、仮釈放の可能性もある。いま仮定するとして、20歳で罪を犯した者が即時執行の死刑に処せられる場合は命が失われる。死刑の執行猶予に処せられる場合は40歳

を過ぎた頃に刑務所から出所できる。このような立法上での不調和が、被害者の家族が以前にも増して強く死刑の即時執行を要求する傾向をもたらし、それによって死刑執行の数の上昇をもたらした。中国の学界は、近年日本などの国が有期懲役の上限を高めるという立法の動向に注目していたが、中国で難航しているのは、死刑犯罪の削減を前提としないで、有期懲役の上限を高めることが、中国刑法典を更に嚴重化する原因となるという点である。他方、死刑犯罪を現段階で削減するのは現実的ではない。

中国の刑法学界では、現在、明確に死刑廃止を主張する学者はいまだ非常に少ないといっている。多数の学者達は、現段階では死刑規定を存置すべきだと考えているが、死刑犯罪を削減すると同時に、実際に死刑に処する人数も削減される必要がある。これに対し、中国一般民衆における死刑に対する支持率は非常に高い。しかし、ここ数年で起こっていた何件かの事件も、ある程度民衆に死刑への反省を招き、中国における死刑改革の歩調を速める働きをしていた。ここで、中国で発生した有名な2つの冤罪事件を紹介したい。

その一つは聶樹斌事件である。聶樹斌とは中国北部の農民の名前であり、彼は、1995年に、地元の女性を強姦し殺害したとして死刑に処せられた。2005年になって、他の事件で逮捕された容疑者が、この事件を犯したと自白し、事件の状況を詳細に供述したのである。このことはメディアにとりあげられて広く知られるようになった。聶樹斌の遺族もメディアのインタビューを受けた。父親は息子を失った悲しみから自殺未遂を起こした。母親は、「一人息子でした。あの子がすべての希望だったのです。私の未来は破壊されました。息子がいなければ、私も家族も生きていきません」と語ったと報道された。報道によれば、中国では多くの人々が、とくにインターネットで、この事件に関心を示した。

もう一つは、佘祥林事件である。佘祥林は、中国湖北省の警察官の名前である。1994年1月彼の妻が行方不明となり、妻の親族が佘祥林が関与していると疑って、警察に通報した。4月11日佘祥林家の付近の水溜りで妻に似た死体が見つかったので、佘祥林は殺人の疑いがかけられて、逮捕された。その裁判において、警察による尋問の際、激しい拷問を受けたことによって自白したと主張し無罪を訴えたが、死刑判決を受けた。1994年10月一審で出された死刑の判決の判断に不服を申し立て、佘祥林は湖北高級裁判所に上告した。湖北高級裁判所は事実が不明であり、且つ証拠不十分を理由に差し戻すよう指示したことを受けて地方裁判所に審理をさせたのである。最終的に、差し戻し後二審で殺人罪として懲役15年の最終判決を言い渡した。11年後の2004年3月、妻が突然家に帰って来たことから佘祥林の殺人が冤罪であることが明らかになった。2005年4月1日に、全ての容疑が晴れて、佘祥林は正式に無罪となり、釈放された。彼と彼の家族は、45万元（およそ643万円）の賠償を受けた。2005年5月、佘祥林事件で直接調査に携わっていた警察官は社会世論の批判に耐えられなくなって自殺した。一方当時水溜りで発見された女性の死体が誰なのかは未だに謎である。

このような冤罪事件に対する一般市民の懸念が、死刑制度の改善、特に死刑囚が直面する裁判の質の向上に対する運動を加速させた。2005年10月に、最高裁判所は、多くの場合は下級の裁判所に委任されていた役割である国内の全ての死刑判決を承認する権限の再開を公式に発表した。

2007年1月1日に、最高裁判所は、国内の死刑判決のすべてを再審理するという役割を復活させた。仄聞するところによれば、2007年中国では死刑執行率が2006年より30から40%下がったようである。犯罪率など多数な要素を考えると、中国の死刑を全面的に廃止するにはまだ長い時間がかかるであろう。1994年に中国のある学者が、博士論文の中でその後有名になった「百年の悲願」について記していた。それは、2010年までに中国の死刑犯罪を15に減らし、2050年までに死刑犯罪を殺人罪などの少数の犯罪に制限することであった。また2100年までに死刑を全面的に廃止することであった⁶⁾。当時、他の刑法学者は、この学者の観点はあまりにも悲観的なものと考えられた。しかし、今日に至っては、その当時の観点はあまりにも楽観的なものであったといえよう。現段階では学界が主とする目標とは、まず司法機関は出来るだけ死刑につき厳しく認定させることを求め、その次に、一部の経済犯罪など非暴力犯罪については段階的に死刑を廃止するよう努めることである。

中国は劇的な変化を経験しつつある。著名な小説家ディケンズの名句を借りれば、「それは最良の時代であり、それは最悪の時代であり……それは光の季節であり、それは暗闇の季節であり、それは希望の春であり、それは絶望の冬であった。」現在の中国は、様々な複雑な問題に直面しており、刑法理論も同様に苦痛に満ちた転換を経験している。何十年か経った後には、中国の刑法学者は、日本などの先進国に学ぶことによって、自からの理論をより一層改善し、豊かなものにするようになるであろう。ただ、この道程を歩むには、相当に長期間を要するものと思われる。

6) 胡雲騰『死刑通論』(中国政法大学出版社 1995年)、302頁。